

インターネットと人権

誹謗中傷や差別などの人権侵害のない社会へ

問 人権・同和教育課
☎72-2111

インターネットは、情報の収集や発信、コミュニケーションの輪を広げる手段として、私たちの生活を便利なものになっています。

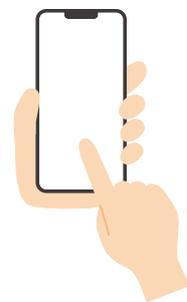
しかし一方で、SNSや掲示板などでのいじめや誹謗中傷、差別的な書き込みなど、匿名性や拡散性を利用したインターネット上の人権侵害なども多く発生しています。誰もが安心してインターネットを利用できるように、インターネットと人権について考えてみませんか。



インターネット上の差別投稿の現状

インターネットの情報はテレビや新聞と違い、必ずしも事実確認が行われているわけではありません。特にSNSやブログ、動画共有サイトは匿名で投稿することができるため、デマや誹謗中傷、差別投稿への歯止めが効かなくなっているのが現状です。

性差別、部落差別、障がい者差別、外国人差別、最近では新型コロナウイルスの陽性者や医療従事者への差別も書き込まれました。多くの人がこれらの書き込みを目にする度に傷つけられています。



誤った情報に流れさないために

インターネット上には、今も差別的な書き込みや動画が投稿され続けています。

根拠のない書き込みを見たときは、鵜呑みにするのではなく、「これは本当のことかな？」と一度立ち止まって考えてください。社会から差別をなくしていくためには、誤った情報に流されず、真実を見抜く力を持った人が増えることが重要です。



今年7月から「侮辱罪」が厳罰化

令和4年7月7日から、悪質な誹謗中傷などの行為に対し、懲役が追加されるなど、法定刑が引き上げられました。

改正前
拘留(1日以上30日未満の刑事施設への拘留)
科料(1,000円以上1万円未満)

↓

改正後
拘留(変更なし)
科料(変更なし)
1年以上の懲役または禁錮
30万円以下の懲罰

困ったときは相談を！

●誹謗中傷、名誉棄損、人権侵害などのトラブルや削除の方法などに関する相談
違法・有害情報相談センター



●全国共通人権相談ダイヤル
みんなの人権110番
☎0570-003-110